

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農林水産課にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは

農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農作業常時従事とは

年間150日以上経営に係る農作業に従事していることを言います。ただし、当該地域における農業経営の実態から見て、権利取得後問題なく耕作可能である場合、年間150日未満でも認められる場合があります。

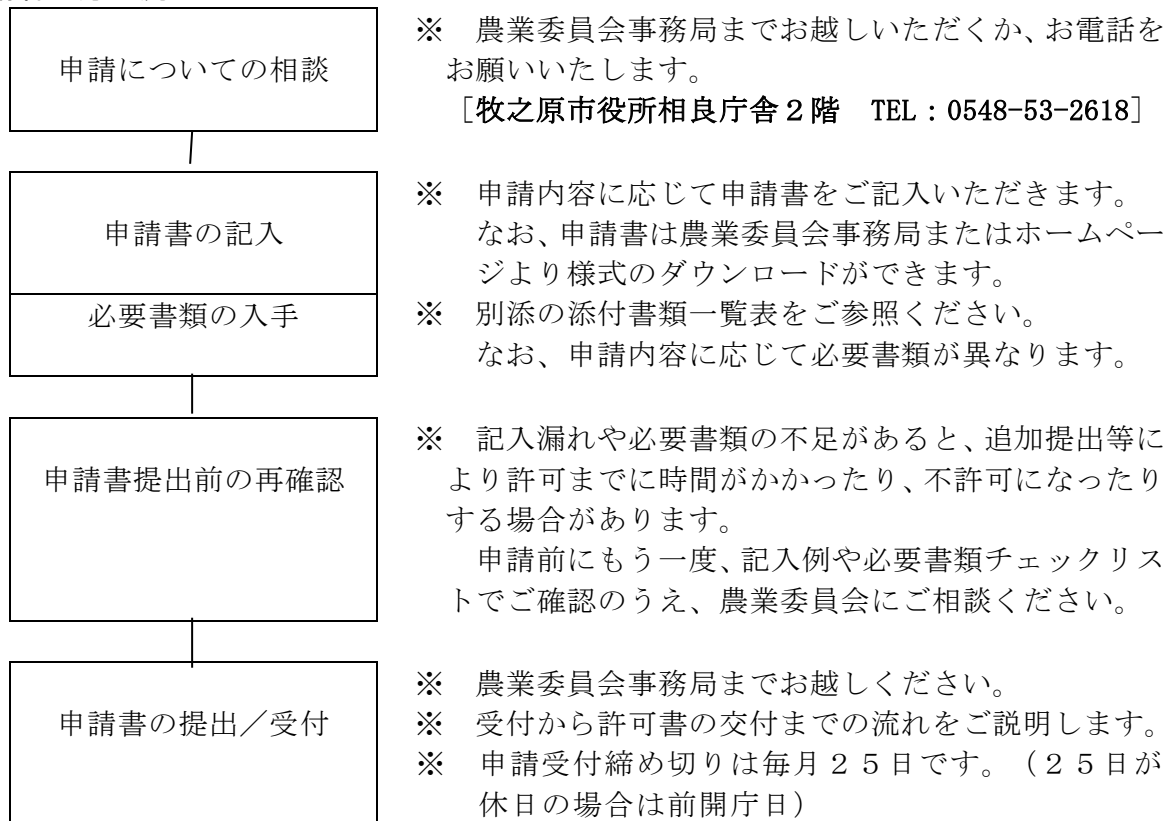
※ 下限面積の撤廃について

令和5年4月1日から農地法第3条の農地取得時における「下限面積要件」が撤廃されました。ただし、農具・農業機械の保有数、農作業の状況などの観点から、権利取得後問題なく耕作できるか等、審査はありますのでご注意ください。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きをご説明いたします。
- ・ 牧之原市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を**30日**と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は**30日**です。）

